

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年9月

岡山市人事委員会





岡 人 委 第 198 号  
令 和 3 年 9 月 29 日

岡山市議会議長 和氣 健 様  
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 職員給与と国家公務員給与との比較	6
6 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要	7
8 むすび	11
(1) 本年の給与改定	11
(2) その他給与に関する諸課題	12
(3) 人事管理に関する諸課題	13
9 おわりに	21
別紙第2 勧告	23

参考資料	(参考資料頁)
------	---------

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	31
3 生計費関係	49
4 労働経済関係	51



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び市長に対し、昨年 10 月には職員の給与等に関する報告及び勧告を、同年 11 月には職員の給与に関する報告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

## 1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

## 2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和 3 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,186 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,885 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と令和 3 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,750 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人 数		7,186 人	2,750 人
平均年齢		41.9 歳	44.6 歳
平均経年数		19.5 年	22.3 年
学 歴 構 成	大 学 卒	83.5%	78.4%
	短 大 卒	7.1%	5.2%
	高 校 卒	8.9%	14.9%
	中 学 卒	0.6%	1.5%
平 均 給 与 月 額	給 料	345,355 円	348,153 円
	扶 養 手 当	9,167 円	10,697 円
	地 域 手 当	11,066 円	11,370 円
	住 居 手 当	6,764 円	6,158 円
	管理職手当	9,333 円	14,917 円
	単身赴任手当	29 円	55 円
	初任給調整手当	165 円	0 円
	合 計	381,879 円	391,350 円

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

### 3 民間給与等の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 327 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 125 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動



に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所の格段の理解と協力を得て、調査の完了率は 89.0%と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。  
(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

## (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### ① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 22.7% (昨年 26.7%)、高校卒で 39.0% (同 28.9%) であり、昨年に比べ大学卒で 4.0 ポイント減少、高校卒で 10.1 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 74.8% (同 73.3%)、高校卒で 61.0% (同 67.8%) となっており、昨年に比べ大学卒で 1.5 ポイント増加、高校卒で 6.8 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 195,809 円 (同 200,933 円)、高校卒で 164,314 円 (同 164,859 円) となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	39.7	(22.7)	(74.8)	(2.5)	60.3
高校卒	18.5	(39.0)	(61.0)	(0.0)	81.5

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	学歴		
	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	195,809 円	179,015 円	164,314 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 193,949 円、短大卒 170,156 円、高校卒 159,135 円である。

## ② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.4%（昨年28.0%）、ベースアップを中止した事業所の割合は16.8%（同12.7%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係員	25.4	16.8	0.0	57.8
課長級	21.8	15.6	0.0	62.6

（注） ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は90.3%（昨年83.9%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は18.8%（同24.2%）、減額となっている事業所の割合は6.9%（同6.2%）、定期昇給を中止した事業所の割合は1.1%（同6.4%）となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は64.6%（同53.5%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職 段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		増額	減額	変化 なし			
係員	91.5	90.3	18.8	6.9	64.6	1.1	8.5
課長級	79.1	76.7	12.8	5.4	58.6	2.3	20.9

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 4 職員給与と民間給与との比較

### (1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。  
(参考資料 2 民間給与関係 第 19 表(P47) 参照)

### (2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 165 円 (0.04%) 上回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) 〔 [(A)-(B)]/(B)×100 〕
391,185 円	391,350 円	△165 円 (△0.04%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.45 月) が、民間事業所の特別給を 0.15 月分上回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	337,626 円
	上半期(A2)	335,324 円
特別給の支給額	下半期(B1)	753,799 円
	上半期(B2)	693,430 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23 月分
	上半期(B2/A2)	2.07 月分
	年 間	4.30 月分

(注) 「下半期」とは令和 2 年 8 月から令和 3 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和 2 年地方公務員給与実態調査によると、令和 2 年 4 月時点における国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する本市職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の指数を 100 とした場合の本市職員の指数は、100.5 となっている。

## 6 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国、岡山市ともに 0.4%の減少となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 22 表(P52,53) 参照)

### (2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 178,040 円、191,000 円及び 203,960 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 21 表(P50) 参照)

## 7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要

人事院は、本年 8 月 10 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて人事管理に関する報告を行った。また、同日、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15 月分)～

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査 (完了率 82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19 円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153 円、平均年齢 43.0 歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32 月 [公務の支給月数 4.45 月]

##### 2 給与改定の内容と考え方

###### <月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

###### <ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月 (現行 1.275 月)
	勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20 月	1.20 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

#### [実施時期]

法律の公布日

### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

### 1 人材の確保及び育成

#### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十分に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

#### 【対応】

#### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

#### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

#### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

#### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

#### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

## 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

## 3 良好な勤務環境の整備

### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

### 【対応】

#### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取得も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

#### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

#### (3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

#### (4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

## 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

### 【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

### 【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

## 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

### 1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

#### (1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

#### (2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止  
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

### 3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日



## 8 むすび

### (1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、昨年との比較で、一般の従業員（係員）についてはベースアップを実施した事業所の割合は若干減少しているものの、定期昇給を実施した事業所の割合は増加している。

国においては、人事院が、月例給については2年連続で改定を行わないこととし、特別給については2年連続で引き下げるよう勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を165円（0.04%）上回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数（4.45月分）が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合（4.30月分）を0.15月分上回っていた。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

#### ① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を165円（0.04%）上回っていたが、本年の較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

#### ② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げは、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

本年度については、12月期の期末手当を引き下げ、令和4年度以降については、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

この結果、本年12月期及び令和4年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		令和 3 年	令和 4 年度以降		
		12 月期	6 月期	12 月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.125 (0.925)	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	2.4 (2.0)
	勤勉手当	0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	1.9 (2.3)
	計	2.075 (2.075)	2.15 (2.15)	2.15 (2.15)	4.3 (4.3)
再任用職員	期末手当	0.625 (0.525)	0.675 (0.575)	0.675 (0.575)	1.35 (1.15)
	勤勉手当	0.45 (0.55)	0.45 (0.55)	0.45 (0.55)	0.9 (1.1)
	計	1.075 (1.075)	1.125 (1.125)	1.125 (1.125)	2.25 (2.25)

(注) ( )内は特定管理職員の支給月数である。

### ③ 改定の実施時期

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

## (2) その他給与に関する諸課題

### ① 高齢層職員の給与制度のあり方

本年6月に国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる「国家公務員法等の一部を改正する法律案」(以下「国家公務員法改正案」という。)が成立し、当分の間の措置として60歳を超える職員の給与水準を60歳前の7割に設定するなどとされた。あわせて「地方公務員法の一部を改正する法律案」(以下「地方公務員法改正案」という。)が成立し、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずることとされた。改正法の趣旨を踏まえ、本市においても国や他都市の状況を注視しつつ、令和5年4月1日施行に向けて、定年引上げに関する制度を円滑に導入するため、具体的な検討を遅滞なく進めていく必要がある。

一方、「国家公務員法改正案」の附則の中で、国は、国家公務員の給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、給与制度について、定年の段階的引上げが完成するまでに所要の措置を講ずることとされた。本市においても今後の国の検討状況については注視していく必要がある。

また、国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制する

ため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市においても昇格制度の見直しがなされているが、昇給制度については、他都市の状況等を考慮しつつ、定年引上げとあわせて総合的にその見直しについて検討していく必要がある。

## ② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて引き続き検討していく必要がある。

## (3) 人事管理に関する諸課題

### ① 人材の確保・育成

社会経済情勢や自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する行政課題に对应していくためには、幅広い視野を持って、環境の変化に的確に対応するとともに、常に市民の立場で考え、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が極めて重要である。

少子化の進行による受験年齢人口自体の減少や新型コロナウイルス感染症の影響、デジタル社会の推進、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大きく変わりつつある中、公務志望者は減少傾向となっている。本市における人材確保に関しても、厳しい状況が続いており、一部の専門職種等では受験者が特に少なくなっている。

その中で本市は、職員採用試験の受験者確保のため、広報紙・ホームページ・就職情報サイトなど各種情報媒体へ採用情報等を掲載し、また、SNSやデジタルサイネージなど新たな情報発信の媒体を活用することにより広報活動の充実に努めてきた。さらに、受験しやすい環境を提供するための試験内容や申込方法の見直しに加え、受験者が少ない専門職種については、全般的な職員募集ガイドに加えて、当該専門職種を対象を絞った職務ガイドの作成・配布なども行ってきた。

現在、本市で働くことの魅力ややりがい、職場の雰囲気などを直接伝えることができる対面方式での採用説明会などの実施が新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況となっている。このような状況の中、オンライン方式による開催を積極的に行うとともに、そのメリットである参加しやすさを効果的に活用した取組も必要となっている。

今後は、デジタルコンテンツ等の新たな情報媒体を活用するなど、時宜にかなう企画により、様々な情報を積極的に発信し、多様で有為な人材確

保のための取組を着実に進めていくことが必要である。

障害者雇用については、引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していくとともに、合理的配慮の提供等を適切に行っていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させて、組織全体で職員の能力開発・人材育成に取り組んでいくとともに、職員が意欲をもって働ける環境を整えていくことが必要である。引き続き、管理職員のみならず、係長級、副主査級などの監督職、中堅職員に対しても、職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修のほか、若手職員の育成や職員一人ひとりのキャリア形成を支援するための研修等の継続的な実施が必要である。加えて、デジタル化を推進する人材を育成するための研修も求められる。また、若手職員の多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施しつつ、一方で、専門性習得のために必要な場合は長めのローテーションとするなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められており、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。また、現在、国において、能力・実績をきめ細かく的確に把握するため、人事評価制度の改正の検討が行われている。人事院では、見直し後の人事評価制度に基づく評価結果を任用、給与等により適切に反映するための検討を進めるとしており、これらの動向を注視していくことが必要である。

公務員倫理の確保については、職員による不祥事の発生は市民の信用を著しく損なうものであることから、職員にあっては、一部の職員による不祥事を他人事と考えず、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継

続していくことが必要である。

## ② 女性職員の活躍推進

市政を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、多様性と活力をもった組織として持続的成長を実現していくためには、性別にかかわりなく、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、特定事業主行動計画において、課長相当職以上に占める女性職員の割合を令和3年4月1日時点で14%とする目標を掲げて取り組み、15.0%と目標を達成したところである。一方で、各役職段階に占める女性職員の割合の伸び率は、課長補佐級、係長級で課長級よりも低い状況にある。令和3年度に改定された同計画においては、令和8年4月1日までに課長級以上に占める女性職員の割合を20%とする目標を設定するとともに、女性職員を課長補佐級や係長級へ積極的に登用することで、次世代を担う人材を育成していくこととしている。

また、女性は結婚、出産、育児等のライフイベントがキャリア形成に与える影響が大きいため、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションの実施、多様な職域・職務への登用及び各種研修の実施によるキャリア形成支援等を行い、性別にかかわらず誰もが活躍することができる環境整備を進めているところである。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進による職場環境の整備など継続的な取組が必要である。それに加えて、社会全体で女性活躍を推進していく視点から、男性職員の家事・育児・介護等への参加をさらに促進していくことが重要である。全ての職員が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、任命権者においては、引き続き、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革による働きやすい職場づくりと合わせて総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進していくことが必要である。

### ③ 仕事と家庭の両立支援

職員がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たす一方で、出産や子育て、家族の介護等に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を確保しながら健康で豊かな生活を送ることができる職場環境を整備することは、人材確保の観点のみならず、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要である。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の実現を目的とし、男性職員の子育て休暇や出産補助休暇、育児休業等について、目標を掲げて取得促進に取り組んでいる。課長級以上の職員が行うイクボス宣言の継続実施や任命権者による各種取組等により、男性職員の育児休業取得率についても毎年上昇しており、一定の成果が見られる。引き続き、男性職員の育児休業取得率の向上に資する取組を進めていく必要がある。

なお、人事院は、令和 3 年の人事院勧告及び報告とともに、国家公務員の男性職員による育児の促進等を更に進めるため、育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、あわせて妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等の措置を一体的に講じていくとしている。

人事院の意見の申出等の趣旨に鑑み、国や他都市の動向等を踏まえながら、必要となる措置を検討するとともに、引き続き、仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度の周知や、職員が個々の事情やライフステージに応じて円滑かつ適切に制度を活用することができるような環境の醸成など、性別にかかわらず仕事と家庭を両立して活躍できるための職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。

また、働き方改革の推進はワーク・ライフ・バランスの実現等に欠かすことができないところである。新型コロナウイルス感染症への対応が長期化している状況において職員が一丸となって精励していることも踏まえ、任命権者は業務の見直しやデジタル技術の活用、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備等に継続して努めていくことが必要である。

### ④ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワ

ーク・ライフ・バランスの実現や人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市における令和 2 年度の職員 1 人当たりの 1 月当たり超過勤務時間数は、平均 13.3 時間と前年度から減少している。しかし、新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしている状況や、各部署の業務の状況により、多くの超過勤務が依然として発生している。

本市の長時間労働の是正への取組として、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーの徹底を行うとともに、特に 7 月と 8 月の 2 月間を「ワークライフバランス推進強化月間」とし、定時退庁や早出遅出勤務の活用、計画的な休暇の取得、テレワークの活用を推進している。また、平成 31 年 4 月から「岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」により、時間外勤務時間の上限を定め、一層適切な業務体制や時間外勤務の管理に取り組んでいる。さらに、新型コロナウイルス感染症への継続的な対応等のため、超過勤務時間が大きく増加している部署が見られる中、任命権者は人員の再配置による増員や全庁的な応援体制の整備などにより対処してきたところである。引き続き、状況に応じた適切な対応が必要となる。

また、教育職員の勤務時間については、依然として長時間勤務が常態化している状況にある。教育委員会においては、令和 2 年 3 月に「岡山市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員に係る勤務時間の上限や在校等時間の把握、健康確保等について定めている。また、勤務時間の客観的な把握及び管理のために、令和 3 年 4 月から全岡山市立小・中・高等学校に I C カードを利用した打刻システムを導入し、適正に運用されるよう周知を行っているところである。今後、各学校における運用状況を確認し、その結果を踏まえ、より周知を徹底する等、必要に応じて適切な対応を行っていく必要がある。あわせて長時間労働の是正に向けて、部活動指導員配置事業や自動応答電話の利用などの取組を引き続き推進するとともに、上記方針に基づく措置を適切に講じていく必要がある。

各職場においては、引き続き、管理職員がマネジメント能力を十分に発揮し、職員の勤務時間や業務量等の勤務実態を適切に把握し、業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。また、任命権者においては、引き続き、これらの重要性の周知

及び指導、事務事業の見直しや人員の適正な配置を行いながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要である。

#### ⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し職務に従事することは、質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上で不可欠であり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしている状況において、本市職員は強い使命感を保ちながら、それぞれの職務に全力で取り組んでいるところであるが、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務の増加等に伴い職員の更なる疲労の蓄積が憂慮される。任命権者及び管理監督者においては、引き続き各職場や職務の実態に即した対策を徹底し、職員が安全にかつ安心して働くことができる環境づくりに取り組むことはもとより、職員の負担が過度のものとならないよう、特に業務量が増加している関係部署の職員に対しては、適切に産業医面接を実施する等、健康管理上の配慮を欠かさないことが必要である。職員一人ひとりにおいても、自身の健康を大切にするとともに、引き続き感染防止に努めることが必要である。

また、本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルス不調によるものが依然として最も多い状況にある。精神疾患等による休職等の未然防止、また、休職者の円滑な職場復帰や再発防止のため、引き続き、ストレスチェックの実施とその結果に基づくカウンセリングや産業医面接の案内、研修等によるセルフケア・ラインケアに関する意識の向上、相談窓口の周知、職場復帰訓練等を行い、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携して総合的な対策をより一層推進していくことが必要である。

ハラスメント対策については、昨年 6 月からパワーハラスメント防止措置が事業主に義務付けられたところである。パワーハラスメントに限らず、職場におけるハラスメントが個人の尊厳を侵害し、メンタルヘルスの不調の一因になり得ること等も踏まえ、任命権者においては、引き続き、研修等の実施や「ハラスメント防止ハンドブック」等の活用を通じて、職員一人ひとりの正しい理解を促し、それぞれの意識を高めることにより、ハラスメントを許さない職場づくりを推進していくことが必要である。また、



現在設置している専用相談窓口等を活用して関係者が適切に対応することにより、ハラスメント防止のための実効性ある取組を継続していく必要がある。

心身の不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応のためには、職員間のコミュニケーションをより積極的に行って相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

## ⑥ 高齢期の雇用問題

少子高齢化が進展し、若年労働力人口が減少していく中、引き続き多様な行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。

現在、本市においては、公的年金支給開始年齢の引上げに伴い、定年退職者の多くが自己の能力及び経験を活かし再任用職員として職務に励んでいるところである。

一方、本年 6 月に「国家公務員法改正案」が成立し、国家公務員の定年が段階的に 65 歳に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任・転任及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることとなった。あわせて「地方公務員法改正案」が成立し、地方公務員の定年についても国家公務員の定年を基準として同様の措置を講ずることとされた。

本市においても、定年の引上げにあたっては、組織の新陳代謝を図りつつ、高齢層職員が士気を保ち、その経験、技術を十分に発揮することができ、多様な働き方の選択が可能となる制度としていくことが必要であるため、国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえ検討していく必要がある。

## ⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑・多様化した行政ニーズに的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、責任と使命感を持ち職務にあたり、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

昨年に導入された会計年度任用職員制度については、本制度が適正かつ円滑に運用されるよう、任命権者においては、引き続き適切に対応していくことが必要である。

また、「③仕事と家庭の両立支援」で述べた、妊娠、出産、育児等と仕事

の両立支援のために、人事院が一体的に講じるとした休暇・休業等の措置については、非常勤職員も対象とされている。本市においても、他都市の動向等を注視しつつ、国の取扱いの趣旨を踏まえ、休暇・休業等の取り扱いを検討する必要がある。

任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、制度の趣旨や関係法令等を踏まえ、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要である。

## 9 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えている。

また、新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしている状況において、本市職員は市民の安全・安心のため、強い使命感を保ちながら、それぞれの職務に全力で取り組んでいるが、職員の更なる疲労の蓄積が憂慮される所であり、職員への健康管理上の配慮が求められる。このような状況も踏まえた上で、業務の見直しやデジタル技術の活用を行い、柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備などに継続して取り組むことにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現等に努めていくことが必要である。そして、全ての職員が公務に対する熱意と誇りをもちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応じていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 期末手当の改定

期末手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。



# 参 考 资 料





# 目 次

## 参考資料

1 職員給与関係	1
令和3年 職員給与実態調査の概要	2
第1表 給料表別平均給与月額等	4
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数	19
第4表 扶養手当の支給状況	27
第5表 住居手当の支給状況	27
第6表 通勤手当の支給状況	28
第7表 管理職手当の支給状況	29
第8表 給料表別、級別再任用職員数	30
2 民間給与関係	31
令和3年 職種別民間給与実態調査の概要	32
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	33
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	34
第11表 民間における初任給の改定状況	43
第12表 職種別、学歴別初任給	43
第13表 民間における給与改定の状況	44
第14表 民間における定期昇給の実施状況	44
第15表 民間における家族手当の支給状況	45
第16表 民間における在宅勤務手当の支給状況	45
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第18表 民間における特別給の支給状況	46
第19表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	47
第20表 公民給与比較における役職段階の対応関係	48
3 生計費関係	49
令和3年4月の標準生計費算定方法	50
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和3年4月)	50
4 労働経済関係	51
第22表 労働経済指標	52



# 1 職員給与関係

# 1 職員給与関係

## 令和3年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査期日

令和3年4月1日

### (3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

①技能労務職員

②企業職員

③臨時的任用職員

④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく採用者)

⑤会計年度任用職員

⑥調査期日現在短時間勤務職員(再任用職員以外の者に限る。)

⑦調査期日現在休職中の職員

⑧調査期日現在休業中の職員

⑨調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員

⑩調査期日現在停職、減給中の職員

⑪調査期日現在派遣されている職員

### (4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

### (5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

### (6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び講師
教育職給料表（３）	岡山市立小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、保育教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数			平均給					
	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当	
	男	女							
行政職給料表	人 3,885	% 69.6	% 30.4	円 337,104	円 11,234	円 10,990	円 6,555	円 12,424	円 54
教育職給料表(1)	1	*	*	*	*	*	*	*	*
教育職給料表(2)	130	0.0	100.0	339,632	3,685	10,666	4,475	12,231	0
教育職給料表(3)	2,730	44.0	56.0	361,852	7,321	11,219	6,923	5,587	0
保育幼児教育職給料表	249	3.6	96.4	308,541	3,665	9,488	8,217	4,071	0
医療職給料表(1)	6	50.0	50.0	565,033	8,250	102,136	0	65,067	0
医療職給料表(2)	48	33.3	66.7	362,035	6,854	11,339	5,233	9,060	0
医療職給料表(3)	102	1.0	99.0	271,623	1,794	8,203	11,573	0	0
教育職給料表(一) [岡山県]	35	42.9	57.1	409,952	8,257	12,646	4,414	3,331	0
計	7,186	54.9	45.1	345,355	9,167	11,066	6,764	9,333	29
公民給与比較 対象職員	2,750	69.6	30.4	348,153	10,697	11,370	6,158	14,917	55

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。  
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。(第3表について同じ。)  
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。  
 5 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。(第2表について同じ。)  
 6 教育職給料表(1)については、職員数が1人であるため、「\*」としている。また、第2表、第3表、第7表は省略している。  
 7 再任用職員は含まれていない。(以下第7表までについて同じ。)

与 月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	378,361	7,783	0	386,144	42.7	20.6	74.0	8.5	16.4	1.1
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	370,689	7,799	0	378,488	40.6	18.2	88.5	11.5	0.0	0.0
0	392,902	8,058	5,381	406,341	41.2	18.4	98.7	1.3	0.0	0.0
0	333,982	7,750	0	341,732	37.7	16.0	60.6	39.4	0.0	0.0
193,767	934,253	5,612	0	939,865	56.7	32.2	100.0	0.0	0.0	0.0
500	395,021	6,138	0	401,159	46.9	24.1	64.6	35.4	0.0	0.0
0	293,193	7,978	0	301,171	33.0	10.2	87.3	12.7	0.0	0.0
0	438,600	6,084	7,931	452,615	47.8	24.5	100.0	0.0	0.0	0.0
165	381,879	7,868	2,083	391,830	41.9	19.5	83.5	7.1	8.9	0.6
0	391,350	7,408	0	398,758	44.6	22.3	78.4	5.2	14.9	1.5

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									1
8									
9	2								
10									
11									
12	1								
13	2								1
14									6
15									3
16	7	2							5
17	4								2
18			1	1					1
19								1	2
20	2	7	1					1	1
21			1						1
22	2	9	1	1					
23			1	1	1				1
24	4	5	3	2					
25	1	3	2						1
26	1	11	5	3					
27	1	1		1				1	1
28	5	43	2	6					
29	55	3		1				2	
30	4	47	10					2	
31	1	1	4	1	1			3	
32	56	39	8					17	
33	12	3	1		1	1		2	
34	6	33	16			4		8	
35			7			1		5	
36	38	34	13	7		5		1	
37	8	2	8	2	1	5		2	
38	38	32	4			7		2	1
39	4	3	2	1	1	8			
40	30	13	10	14		3		2	
41	7	4	12	2		13		4	
42	46	17	16	3		24		1	
43	4	6	3	21	1	10		1	
44	33	12	33	6	5	14		2	
45	4	15	9	3	2	17			
46	57	20	12	10	7	12		2	
47	1	8	9	2	6	21		1	
48	24	7	25	1	14	6		2	
49	9	4	10	3	4	12		3	
50	35	13	8	4	11	8			
51	1	3	40	24	7	6			
52	59	3	17	1	12	8			
53	6	3	9	1	5	6			
54	26	5	24	3	3	7			
55	2	3	10	11	8	13			
56	45	5	3	4	7	9			
57	6	10	19	4	5	7			
58	23	4	13	3	6	4			
59	3	4	38	29	10	2			
60	58	8	15	3	6	3			
61	3	4	13	10	10	3			
62	30	5	10	6	9	1			
63	5	2	42	25	19	2			
64	38	8	11	5	5	3			
65	3	3	16	11	11	6			
66	6	3	14	2	8				
67		6	24	28	24				
68	10	6	10	7	5				



号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
69	3	3	12	4	15			
70	4	6	6	2	10			
71		2	37	3	23			
72	3	1	11	5	9			
73	1	3	19	6	17			
74	3		5	14	5			
75		4	24	13	14			
76	6	2	4	4	13			
77	2	3	10	7	11			
78		2	8	5	4			
79	2	3	10	9	13			
80	5	3	8	8	11			
81		2	9	9	12			
82	5	2	14	7	9			
83		5	15	26	5			
84	2	3	5	9	4			
85	1	1	6	5	5			
86	2		17	7	3			
87	3	5	14	14	8			
88	5	1	12	3	5			
89	1	3	11	13	4			
90	8	2	13	14	2			
91	1	3	13	10	2			
92	2	1	10					
93		3	14	6	10			
94	1	1	6	10				
95		1	6	14				
96		3	12	9				
97			10	4				
98	2	2	6	1				
99	1		10	8				
100	4	2	6	3				
101	1	2	5	4				
102	1	4	3	4				
103	1	2	10	4				
104	3	2	1					
105	7		6	3				
106		3	2	4				
107			8	4				
108		3	6					
109		3	7	2				
110		1	6					
111			1					
112		3	5					
113		1		1				
114		3						
115		2	1					
116		5	1					
117		5	4					
118		4						
119		7						
120		3						
121		2						
122		2						
123		2						
124		2						
125								
126		7						
127		2						
128		2						
129		34						
計	908	663	993	550	428	251	65	27
構成比	23.4%	17.1%	25.6%	14.2%	11.0%	6.5%	1.7%	0.7%

適用職員数	3,885人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			2		
14					
15					
16			2		
17			1		
18			1		
19					
20			2		
21					
22			4		
23					
24			1		
25					
26			6		
27					
28					
29					
30			2		
31					
32			2		
33					
34			2		
35					
36			3		
37			1		
38			1		
39					
40			2		
41					
42			1		
43					
44			1		
45					
46					
47					
48			3		
49					
50					
51					
52			2		
53					
54			2		
55					
56			1		
57					
58					
59					
60			1		
61					
62			1		
63					
64					
65					
66				1	
67					
68			3		
69					
70			1		
71			1	1	
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78				1	
79				1	
80			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
81					
82			1		
83			1	1	
84			1		
85			2		
86					
87			3		
88			2	1	
89					
90				1	
91			2	1	
92				2	
93			2	19	
94					
95			2		
96					
97			1		
98			1		
99			3		
100					
101			1		
102					
103			2		
104					
105			3		
106			1		
107			3		
108			1		
109					
110					
111			1		
112					
113			1		
114					
115			3		
116					
117			2		
118					
119			1		
120			2		
121					
122					
123			2		
124					
125					
126					
127			2		
128					
129					
130					
131			1		
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141			1		
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149			1		
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計		0	100	30	0
構成比		—	76.9%	23.1%	—

適用職員数	130人
-------	------

その3 教育職給料表(3)

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		73			
18		1			
19		15			
20		64			
21		5			2
22		7			8
23		4			23
24		68			31
25		6			15
26		10			13
27		7			3
28		74			2
29		1			4
30		22			2
31		3			2
32		27			7
33		2			4
34		12			
35		5			2
36		45			3
37		5			6
38		17			
39		5			
40		62			
41		5			
42		11			
43		7			
44		62			
45					
46		23			
47		13			
48		52			
49					
50		17			
51		10			
52		41			
53		7			
54		15			
55		5			
56		34			
57		3			
58		19			
59		8			
60		43			
61		9			
62		25			
63		13			
64		24			
65		7			
66		26			
67		16			
68		10			
69		5		1	
70		3		1	
71		16			
72		13		2	
73		12		3	
74		13	1	1	
75		21		2	
76		9	1		
77		4		4	
78		8		10	
79		10		1	
80		20		2	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		8	1	1	
82		9		2	
83		12	1	5	
84		16	2	2	
85		13			
86		12	3	3	
87		9	1	3	
88		13	3	11	
89		14	1	10	
90		18		3	
91		16	1	10	
92		8	2	13	
93		17	1	66	
94		14	1		
95		13	1		
96		15	1		
97		24	5		
98		17	2		
99		18	4		
100		14	10		
101		13	2		
102		14			
103		15	1		
104		17	1		
105		13	1		
106		12			
107		10	4		
108		12	8		
109		9	11		
110		13			
111		13			
112		12			
113		14			
114		7			
115		17			
116		21			
117		16			
118		16			
119		15			
120		19			
121		20			
122		11			
123		13			
124		12			
125		10			
126		16			
127		5			
128		14			
129		14			
130		13			
131		11			
132		10			
133		6			
134		15			
135		8			
136		11			
137		17			
138		8			
139		12			
140		18			
141		23			
142		16			
143		19			
144		46			
145		42			
146		50			
147		91			
148		20			
149		44			
150		30			
151		9			
152		2			
153		2			
154		2			
155					
156					
157					
計	0	2,377	70	156	127
構成比	—	87.1%	2.6%	5.7%	4.7%

適用職員数 2,730人

その4 保育幼児教育職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22			1				
23							
24							
25							
26			2				
27							
28			4				
29		9					
30			4				
31							
32		5	1	1			
33							
34			6				
35			1				
36		2	3				
37			1				1
38		1	7				2
39			1				4
40			1				
41							
42		3	1	2			
43			4				
44		2	1	1			
45			4	1			
46		10	2	2			
47			4	2			
48		2	4	3			
49			1				
50		4	4	2			
51			2	3		1	
52		10					
53							
54		2	1	1			
55			1	1			
56		10	1				
57			1	4			
58		2			1		
59				2	1		
60		7		1	1	1	
61			1	1			
62		6	1	1			
63				1			
64		12		1		1	
65						1	
66			1				
67			1		2		
68							

給号	1	2	3	4	5	6
69					1	
70			2	2		
71			3		1	
72			2	1	1	
73			1			
74		1		1	1	
75				2	1	
76			2		1	
77			2	1	1	
78			1	1		
79		1		3		
80			2	1		
81				1		
82						
83			1			
84			1			
85			1			
86						
87		1		1		
88		1	1			
89						
90						
91						
92			1			
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106			1			
107						
108						
109		1		1		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120		1				
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	87	73	51	21	10	7
構成比	34.9%	29.3%	20.5%	8.4%	4.0%	2.8%

適用職員数	249人
-------	------

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人				
2		人			
3			人		
4				人	
5					人
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	
53					
54					
55					
56			1		
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
65	人			3	人
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	4	1
構成比	—	—	16.7%	66.7%	16.7%

適用職員数	6人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10			1						
11									
12									
13									
14									
15									1
16									
17			1						
18									
19									
20									
21									
22			1						
23									
24									
25			1						
26				1					
27									
28								1	
29									
30									
31								1	
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41						1			
42									
43						1			
44									
45									
46									
47									
48					1	1	1		
49						1			
50					1				
51									
52									
53									
54									
55									
56							1		
57						2			
58									
59									
60					1				
61									
62						2			
63						1			
64									

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
65		人	人	人	人	3人	4人	人	人
66						3			
67						3			
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74						3			
75									
76									
77						1			
78									
79									
80						1			
81						2			
82									
83						2			
84									
85						5			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96					1				
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105					1				
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		0	4	1	5	29	6	2	1
構成比		—	8.3%	2.1%	10.4%	60.4%	12.5%	4.2%	2.1%

適用職員数	48人
-------	-----



その7 医療職給料表（3）

給 号	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5			1				
6			5				
7							
8			1				
9							
10			2				
11							
12							
13							
14							
15							
16		7	3				
17			1				
18				3			
19		7	3	1			
20		10		1			
21							
22			1	1			
23							
24		1					
25		5	1				
26		3	2				
27		2		1			
28		1					
29							
30				4			
31							
32							
33				1			
34							
35							
36							
37				1	2		
38							
39			1				
40		1			1		
41				1			
42							
43				1			
44				1	2		
45				2			
46							
47		1			1		
48				1	1		
49							
50				2	1		
51							
52				1	1		
53					1		
54							
55					1		
56				1			
57							
58							
59					1		
60					1		
61					1		
62					1		
63							
64							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
65		人	人	人	人	人	人	人
66						1		
67						1		
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						2		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給 号	級						
	1	2	3	4	5	6	7
129	人	人	人	人	人	人	人
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	38	21	23	20	0	0
構成比	—	37.3%	20.6%	22.5%	19.6%	—	—

適用職員数	102人
-------	------

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人				
2		人			
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28		1			
29					
30					
31					1
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40		1			
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54		1			
55					
56					
57		2			
58					
59		1			
60		1			
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67			1		
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
77				1	
78					
79					
80		1			
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96		1			
97		1			
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119		1			
120					
121		1			
122					
123					
124					
125		1			
126		1			
127		2			
128					
129		1			
130					
131		1			
132		2			
133					
134		1			
135					
136		3			
137		1			
138		1			
139		1			
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	32	1	1	1
構成比	—	91.4%	2.9%	2.9%	2.9%

適用職員数	35人
-------	-----

### 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

#### その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4							
19歳	4							
20歳	7							
21歳	9							
22歳	61							
23歳	72							
24歳	75							
25歳	96							
26歳	83							
27歳	88							
28歳	76	5						
29歳	89	5						
30歳	84	3						
31歳	51	45						
32歳	24	64						
33歳	19	79	3					
34歳	13	44	9	1				
35歳	8	51	17	4				
36歳	8	40	16	6				
37歳	10	38	24	5				
38歳	7	24	30	8				
39歳	5	16	42	9				
40歳	5	20	53	17	1			
41歳	3	14	42	18			1	1
42歳	2	6	63	13	5			
43歳	3	13	70	18	3			
44歳	2	12	62	22	4			
45歳		14	62	29	8			
46歳		19	76	48	20	1		
47歳		19	85	45	27		1	
48歳		11	50	52	37		1	
49歳		5	47	48	34	9		
50歳		2	36	27	44	15		
51歳		6	33	27	41	18		
52歳		3	28	34	39	15	1	
53歳		14	24	26	26	26	4	
54歳		14	24	14	35	31	1	1
55歳		16	12	17	22	33	5	1
56歳		23	23	15	26	37	14	3
57歳		15	27	17	27	26	11	4
58歳		19	18	17	11	17	11	7
59歳		4	17	13	18	23	15	10
60歳以上								
計	908	663	993	550	428	251	65	27
平均年齢	歳 27.9	歳 40.3	歳 46.3	歳 48.7	歳 51.9	歳 55.0	歳 56.8	歳 57.5

その2 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		2		
23歳		3		
24歳		7		
25歳		6		
26歳		2		
27歳		4		
28歳		8		
29歳		1		
30歳		1		
31歳		5		
32歳		3		
33歳		1		
34歳		1		
35歳		2		
36歳		2		
37歳		2		
38歳		2		
39歳		5		
40歳		4		
41歳		3		
42歳		4		
43歳		4		
44歳		9		
45歳		3		
46歳		4		
47歳		2		
48歳		4		
49歳		3	5	
50歳				
51歳			2	
52歳		1	5	
53歳		1	1	
54歳		1	4	
55歳			6	
56歳			4	
57歳				
58歳			2	
59歳			1	
60歳以上				
計	0	100	30	0
平均年齢	歳 —	歳 36.6	歳 54.0	歳 —

その3 教育職給料表(3)

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳		73			
23歳		84			
24歳		92			
25歳		95			
26歳		89			
27歳		86			
28歳		86			
29歳		93			
30歳		77			
31歳		56			
32歳		74			
33歳		71			
34歳		51			
35歳		56			
36歳		62			
37歳		51			
38歳		63			
39歳		53			
40歳		52			
41歳		56			
42歳		60			
43歳		48	1		
44歳		47	1		
45歳		59			
46歳		65	3		
47歳		57	3		
48歳		56	7	6	
49歳		34	7	6	
50歳		39	5	11	
51歳		37	7	10	
52歳		36	8	21	2
53歳		55	7	27	2
54歳		49	1	20	4
55歳		63	1	25	7
56歳		54	6	13	25
57歳		61	5	7	29
58歳		70	4	3	30
59歳		66	4	7	28
60歳以上		1			
計	0	2,377	70	156	127
平均年齢	歳 —	歳 39.1	歳 52.4	歳 53.9	歳 57.6

その4 保育幼児教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	9					
23歳	5					
24歳	2					
25歳	3					
26歳	13					
27歳	14					
28歳	12					
29歳	8					
30歳	16	1				
31歳	5	7				
32歳		9				
33歳		9				
34歳		9				
35歳		10				
36歳		5				
37歳		5				
38歳		4				
39歳		2	2			
40歳		2	2			
41歳		1	7			
42歳		1	4			
43歳		2	3			
44歳			4			
45歳		2	4			
46歳		2	6	2		
47歳			3	1		
48歳			4	3		
49歳			4	8		
50歳		1	1	4		
51歳			3		1	
52歳				1	3	
53歳		1		1		
54歳			1		2	
55歳			2		1	1
56歳					1	2
57歳			1			2
58歳					2	2
59歳				1		
60歳以上						
計	87	73	51	21	10	7
平均年齢	歳 27.5	歳 36.3	歳 46.1	歳 49.9	歳 54.7	歳 57.1



その5 医療職給料表（1）

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳			1		
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳				1	
54歳					
55歳					
56歳				1	
57歳					
58歳					
59歳					
60歳以上				2	1
計	0	0	1	4	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 45.5	歳 58.5	歳 60.6

その6 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		1						
24歳		1						
25歳		1						
26歳		1						
27歳								
28歳								
29歳								
30歳								
31歳								
32歳			1					
33歳								
34歳								
35歳								
36歳								
37歳								
38歳								
39歳				1				
40歳				1	2			
41歳				1				
42歳					1			
43歳								
44歳					1			
45歳					4			
46歳					2			
47歳				1	3			
48歳					4			
49歳					1			
50歳					5	1		
51歳					1	2		
52歳							1	
53歳					2	2	1	
54歳								
55歳					1			
56歳								
57歳					1	1		
58歳				1				1
59歳					1			
60歳以上								
計	0	4	1	5	29	6	2	1
平均年齢	歳 —	歳 24.9	歳 32.3	歳 45.4	歳 48.7	歳 53.0	歳 53.0	歳 58.9

その7 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		7					
23歳		6					
24歳		14					
25歳		7					
26歳		1	4				
27歳			2				
28歳			4				
29歳			4				
30歳		1	2				
31歳			2				
32歳			1	3			
33歳		1		3			
34歳				1			
35歳			1	2			
36歳				2			
37歳				1			
38歳				4			
39歳				3			
40歳			1	1			
41歳				3	2		
42歳					4		
43歳					2		
44歳					2		
45歳					3		
46歳					1		
47歳					2		
48歳					1		
49歳							
50歳					1		
51歳							
52歳					1		
53歳							
54歳							
55歳							
56歳							
57歳							
58歳							
59歳					1		
60歳以上		1					
計	0	38	21	23	20	0	0
平均年齢	歳 —	歳 25.6	歳 29.7	歳 37.0	歳 45.8	歳 —	歳 —

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳		1			
28歳					
29歳					
30歳		1			
31歳					
32歳					
33歳					
34歳		1			
35歳		1			
36歳		1			
37歳		1			
38歳		2			
39歳		1			
40歳			1		
41歳					
42歳					
43歳		1			
44歳		1			
45歳					
46歳		3			
47歳		1			
48歳					
49歳		1			
50歳		2			
51歳		1			
52歳		3			
53歳				1	
54歳		2			
55歳		1			
56歳					1
57歳		3			
58歳		3			
59歳		1			
60歳以上					
計	0	32	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 47.6	歳 40.3	歳 53.5	歳 56.4

第4表 扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である 子を有する者	扶養親族で特定期間 にある子を有する者	扶養親族である 父母等を有する者
1 人	1,007	343	592	274	72
2 人	1,062	321	1,044	440	29
3 人	746	486	744	322	13
4 人	186	160	186	67	12
5 人	35	31	35	17	9
6人以上	4	4	4	3	1
計	3,040	1,345	2,605	1,123	136

- (注) 1 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。  
 2 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。  
 3 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、21,574円である。  
 4 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員(借家・借間に居住する職員)	1,864 人
手当月額 11,000円以下の受給者	1
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	495
手当月額 27,000円の受給者	1,368
支給されていない職員	5,287
計	7,151
支給されている職員1人当たり平均手当月額	25,993 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	6,675 人
交通機関等利用者	294
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	6,109
2km未満 (3,800円)	1
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	1,404
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	2,388
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	1,271
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	617
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	230
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	101
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	59
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	20
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	8
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	8
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	0
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	1
片道60km以上 (26,400円)	1
交通機関等と交通用具の併用者	272
支給されていない職員	476
計	7,151
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,438 円

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,885	130	2,730	249	6	48	102	7,150
受給者数 (人)	771	30	283	17	6	7	0	1,114
1種 【理事級】 (130,500円)	0							0
2種 【局長級】 (109,600円)	27							27
3種 【部長級】 (84,700円)	65				1	1		67
4-1種 【課長級】 (81,100円)	14	0		0	0	0	0	14
4-2種 【課長級】 (69,100円)	187	0		7	1	2	0	197
4-3種 【課長級】 (61,200円)	50	0		0	3	0	0	53
5種 【課長補佐級】 (53,000円)	428	30		10	1	4	0	473
1-1種 【校長級】 (78,900円)			2					2
1-2種 【校長級】 (70,100円)			18					18
1-3種 【校長級】 (61,400円)			60					60
1-4種 【校長級】 (53,100円)			47					47
2-1種 【教頭級】 (52,500円)			95					95
2-2種 【教頭級】 (43,700円)			61					61
受給者割合 (%)	19.8	23.1	10.4	6.8	100.0	14.6	-	15.6
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	62,602	53,000	53,896	59,629	65,067	62,129	-	60,096

## 第8表 給料表別、級別再任用職員数

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	6			/	5			1			/
教育職給料表(2)	3			/	3		/	/	/	/	/
教育職給料表(3)	115		115				/	/	/	/	/
計	124										
60歳	32										
61歳	39										
62歳	22										
63歳	21										
64歳	10										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	505		63	/	108	71	193	48	22		/
教育職給料表(2)	6		6	/			/	/	/	/	/
教育職給料表(3)	43		43				/	/	/	/	/
保育幼児教育職給料表	27		1	/	7	13	6		/	/	/
医療職給料表(2)	5			/			3	2			/
計	586										
60歳	124										
61歳	115										
62歳	141										
63歳	110										
64歳	96										



## 2 民間給与関係

## 2 民間給与関係

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 327事業所

なお、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 調査対象職種

54職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により7層に層化し、これらの層から125事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第9表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### ③ 調査実人員

初任給関係281人（事務・技術関係職種の調査実人員278人）、初任給関係以外の調査職種3,293人（事務・技術関係職種の調査実人員3,187人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,732人であり、うち事務・技術関係職種は11,787人である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	105	42	41	22
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	7	2	3	2
製造業	32	10	11	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	31	14	15	2
卸売業，小売業	9	3	3	3
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	6	5	1	0
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	20	8	8	4

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が13所あった。

2 調査対象事業所125所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた118所に占める調査完了事業所105所の割合(調査完了率)は、89.0%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

## 第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

### その1 公民給与比較の対象職種

#### (1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	112	53.3	610,759	1,550	609,209	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	87	53.2	627,811	779	627,032	
	短大卒	6	52.0	537,884	6,302	531,582	
高校卒	19	53.7	556,246	3,579	552,667		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	84	52.0	577,237	7,449	569,788	同 上	
大学卒	63	51.3	574,173	5,015	569,158		
短大卒	9	54.5	558,919	4,231	554,688		
高校卒	12	54.0	606,816	22,917	583,899		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	38	50.6	575,974	33,665	542,309	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	27	50.0	603,726	39,363	564,363		
短大卒	6	51.4	504,927	34,617	470,310		
高校卒	5	53.1	510,917	0	510,917		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	16	53.0	539,259	4,307	534,952	同 上	
大学卒	13	52.0	526,668	5,494	521,174		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	57.7	577,818	0	577,818		
中学卒	1	*	*	*	*		
事務課長	158	50.1	509,007	5,111	503,896	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	104	49.5	519,622	2,271	517,351		
短大卒	9	47.6	429,627	0	429,627		
高校卒	42	52.5	502,661	14,738	487,923		
中学卒	3	47.2	417,613	0	417,613		
技術課長	185	49.1	518,010	24,866	493,144	同 上	
大学卒	110	48.4	518,982	25,743	493,239		
短大卒	23	46.7	503,151	23,354	479,797		
高校卒	50	51.6	523,812	24,697	499,115		
中学卒	2	51.0	490,379	264	490,115		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「\*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務	事務課長代理	67	49.6	502,207	47,195	455,012	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	28	43.9	471,850	62,445	409,405	
	短大卒	10	46.1	471,439	51,555	419,884	
	高校卒	29	55.5	537,800	32,996	504,804	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	40	46.9	511,192	66,858	444,334	同上
	大学卒	27	45.3	504,419	68,515	435,904	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	12	50.0	529,708	68,553	461,155	
	事務係長	165	46.9	441,407	52,343	389,064	係の長及び係長級専門職
	大学卒	105	45.0	435,143	48,758	386,385	
	短大卒	19	49.0	437,149	68,827	368,322	
高校卒	39	50.9	465,705	56,816	408,889		
技術係長	215	46.0	451,862	62,981	388,881	同上	
大学卒	99	43.2	430,801	53,176	377,625		
短大卒	26	44.2	398,659	51,164	347,495		
高校卒	89	49.6	491,901	77,025	414,876		
事務主任	126	43.2	330,996	32,948	298,048	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	68	41.0	327,970	32,838	295,132		
短大卒	22	47.5	300,558	25,938	274,620		
高校卒	36	44.7	355,808	37,544	318,264		
技術主任	248	43.1	405,574	68,646	336,928	同上	
大学卒	146	39.9	388,306	58,485	329,821		
短大卒	24	42.8	353,500	47,201	306,299		
高校卒	78	48.6	448,253	91,408	356,845		
事務係員	1,020	39.1	317,765	35,318	282,447		
大学卒	621	36.5	321,837	34,850	286,987		
短大卒	129	43.5	313,048	36,059	276,989		
高校卒	269	43.3	310,577	35,985	274,592		
技術係員	709	40.3	330,078	42,059	288,019		
大学卒	399	35.8	327,687	47,209	280,478		
短大卒	104	40.7	329,986	39,356	290,630		
高校卒	206	48.3	334,374	34,164	300,210		
中学卒	-	-	-	-	-	-	

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

## (2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.8	1,116,750	167	1,116,583	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	71	53.5	633,915	1,621	632,294	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	59	53.5	644,232	956	643,276	
	短大卒	2	51.7	503,128	12,377	490,751	
高校卒	10	54.3	600,174	3,329	596,845		
技術部長	35	53.4	617,964	4,219	613,745	同 上	
大学卒	29	53.4	613,235	0	613,235		
短大卒	2	55.5	592,390	0	592,390		
高校卒	4	52.8	663,763	36,430	627,333		
事務部次長	18	49.5	652,728	64,866	587,862	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	13	49.3	696,794	74,717	622,077		
短大卒	4	49.5	518,483	49,068	469,415		
高校卒	1	*	*	*	*		
技術部次長	4	53.9	615,136	15,856	599,280	同 上	
大学卒	2	52.4	597,560	31,276	566,284		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
事務課長	107	50.5	544,426	4,676	539,750	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	74	49.8	547,570	1,413	546,157		
短大卒	6	48.6	463,817	0	463,817		
高校卒	26	53.4	553,315	17,126	536,189		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術課長	70	52.1	606,605	54,534	552,071	同 上	
大学卒	43	51.8	589,874	51,768	538,106		
短大卒	7	48.7	655,054	65,006	590,048		
高校卒	19	53.8	627,555	60,001	567,554		
中学卒	1	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	51	50.9	529,142	52,666	476,476	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	16	44.4	522,000	80,696	441,304	
	短大卒	9	46.2	477,113	55,892	421,221	
	高校卒	26	56.1	550,476	35,581	514,895	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	85	46.7	468,980	66,512	402,468	係の長及び係長級専門職
	大学卒	52	44.7	458,612	58,607	400,005	
	短大卒	9	47.9	470,373	99,610	370,763	
高校卒	24	51.4	494,533	73,822	420,711		
技術係長	79	49.5	534,835	87,363	447,472	同 上	
大学卒	28	48.6	521,222	70,636	450,586		
短大卒	2	39.5	438,033	73,433	364,600		
高校卒	48	50.6	550,106	98,078	452,028		
技術主任	1	*	*	*	*	*	
事務主任	46	46.2	394,333	36,155	358,178	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	21	45.7	394,355	38,678	355,677		
短大卒	9	48.2	353,359	20,401	332,958		
高校卒	16	45.8	417,550	41,737	375,813		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	100	47.2	480,601	91,354	389,247	同 上	
大学卒	49	43.6	469,625	80,470	389,155		
短大卒	3	44.7	517,408	124,043	393,365		
高校卒	48	51.1	489,660	100,585	389,075		
技術主任	-	-	-	-	-		
事務係員	592	38.6	330,912	36,806	294,106		
大学卒	379	36.2	335,034	36,944	298,090		
短大卒	63	45.0	332,365	31,404	300,961		
高校卒	150	42.0	319,925	38,604	281,321		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	243	47.1	364,109	44,570	319,539		
大学卒	102	38.4	384,545	55,494	329,051		
短大卒	28	39.2	367,959	69,576	298,383		
高校卒	113	53.1	352,198	34,973	317,225		
技術係員	-	-	-	-	-		

## (3) 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	36	52.5	580,149	396	579,753	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	25	52.8	604,395	0	604,395	
	短大卒	3	53.2	592,807	0	592,807	
	高校卒	8	51.5	505,412	1,681	503,731	
技術部長	43	50.4	547,097	10,115	536,982	同 上	
大学卒	29	48.9	535,388	10,255	525,133		
短大卒	7	54.2	548,106	5,598	542,508		
高校卒	7	53.2	596,129	14,035	582,094		
事務部次長	20	51.9	493,237	31	493,206	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	14	50.9	500,217	44	500,173		
短大卒	2	56.0	472,455	0	472,455		
高校卒	4	53.3	479,197	0	479,197		
技術部次長	12	52.7	510,964	0	510,964	同 上	
大学卒	11	51.9	511,561	0	511,561		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
事務課長	47	49.4	422,693	6,017	416,676	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	27	49.1	436,697	4,309	432,388		
短大卒	3	45.8	367,650	0	367,650		
高校卒	15	50.9	416,403	11,308	405,095		
技術課長	82	47.1	460,024	4,971	455,053	同 上	
大学卒	53	46.2	466,490	6,479	460,011		
短大卒	8	47.2	457,684	6,904	450,780		
高校卒	21	49.4	445,080	576	444,504		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	



職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	16	44.2	387,391	23,870	363,521	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	12	43.0	386,265	31,298	354,967	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	48.5	386,360	2,117	384,243	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	11	42.1	440,701	83,197	357,504	同 上
	大学卒	9	40.9	445,111	90,512	354,599	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	47.5	420,855	50,281	370,574	
	事務係長	64	46.1	417,358	40,111	377,247	係の長及び係長級専門職
	大学卒	46	45.1	413,437	39,990	373,447	
	短大卒	7	50.2	421,930	48,892	373,038	
高校卒	9	47.1	450,038	41,697	408,341		
中学卒	2	49.5	341,378	2,378	339,000		
技術係長	77	43.1	395,784	53,337	342,447	同 上	
大学卒	46	41.2	392,000	51,927	340,073		
短大卒	10	45.7	395,461	58,199	337,262		
高校卒	21	46.3	404,786	54,158	350,628		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	52	37.9	310,388	41,567	268,821	係長等のいる事業所における主 任 係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直 属し、部下を有する者 係長等のいない事業所におい て、職能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	32	35.7	311,356	42,053	269,303		
短大卒	5	39.4	314,889	37,898	276,991		
高校卒	15	42.2	306,780	41,729	265,051		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	117	41.0	350,647	55,411	295,236	同 上	
大学卒	73	39.0	346,155	50,953	295,202		
短大卒	17	43.7	331,011	34,233	296,778		
高校卒	27	44.2	373,518	79,097	294,421		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	308	39.2	305,474	43,579	261,895		
大学卒	176	36.3	301,890	39,918	261,972		
短大卒	51	41.7	301,763	50,933	250,830		
高校卒	80	44.2	316,136	46,566	269,570		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係員	370	37.3	320,031	45,041	274,990		
大学卒	241	35.8	322,526	49,169	273,357		
短大卒	60	42.7	332,364	35,905	296,459		
高校卒	69	37.6	290,144	36,083	254,061		
中学卒	-	-	-	-	-		

## (4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
事務部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	5	53.9	484,046	7,784	476,262	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	3	52.2	483,410	2,973	480,437		
	1	*	*	*	*		
	1	*	*	*	*		
技術部長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	6	53.7	524,070	10,000	514,070	同 上	
	5	51.7	540,884	8,000	532,884		
	1	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
事務部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
技術部次長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	-	-	-	-	-	同 上	
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
事務課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	4	45.5	394,910	8,236	386,674	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	3	44.2	390,699	10,587	380,112		
	1	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
技術課長 大学卒 短大卒 高校卒 中学校卒	33	47.0	456,928	5,460	451,468	同 上	
	14	45.1	474,132	9,259	464,873		
	8	44.6	413,416	2,216	411,200		
	10	51.6	475,635	3,229	472,406		
	1	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額				備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)			
			給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	事務課長代理	-	-	-	-	-	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	29	48.3	531,195	62,222	468,973	同 上	
	大学卒	18	46.9	526,355	60,379	465,976		
	短大卒	1	*	*	*	*		
	高校卒	10	50.3	546,176	71,317	474,859		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術	事務係長	16	50.6	363,105	11,651	351,454	係の長及び係長級専門職
		大学卒	7	47.9	357,298	14,060	343,238	
短大卒		3	50.2	365,562	14,617	350,945		
高校卒		6	54.0	368,653	7,356	361,297		
中学卒		-	-	-	-	-		
技術係長		59	44.4	403,632	41,052	362,580	同 上	
大学卒		25	40.2	386,307	34,490	351,817		
短大卒		14	43.9	395,191	43,564	351,627		
高校卒		20	50.1	431,389	47,585	383,804		
中学卒		-	-	-	-	-		
関係		事務主任	28	47.2	262,272	13,093	249,179	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
		大学卒	15	44.7	267,506	6,565	260,941	
	短大卒	8	51.1	233,255	25,414	207,841		
	高校卒	5	48.3	292,997	12,962	280,035		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	31	33.3	280,066	18,844	261,222	同 上	
	大学卒	24	32.4	285,561	19,997	265,564		
	短大卒	4	37.5	274,268	19,341	254,927		
	高校卒	3	34.8	243,841	8,960	234,881		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	職種	事務係員	120	42.0	261,395	6,750	254,645	
		大学卒	66	38.9	269,782	7,022	262,760	
短大卒		15	40.3	240,398	13,382	227,016		
高校卒		39	47.7	254,819	4,042	250,777		
中学卒		-	-	-	-	-		
技術係員		96	32.2	259,803	16,471	243,332		
大学卒		56	30.4	245,158	18,065	227,093		
短大卒		16	31.8	245,910	4,361	241,549		
高校卒		24	36.9	306,266	20,932	285,334		
中学卒		-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種  
規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	4	56.5	250,801	26,849	223,952	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	1	*	*	*	*	
研究関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	9	52.1	538,199	17,960	520,239	
	研究室(係)長	1	*	*	*	*	
	主任研究員	10	39.7	420,412	86,623	333,789	
	研究員	31	38.6	383,858	24,111	359,747	
医療関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	-	-	-	-	-	
	医科長	-	-	-	-	-	
	医師	-	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	-	-	-	-	-	
	診療放射線技師	-	-	-	-	-	
	臨床検査技師	-	-	-	-	-	
	栄養士	-	-	-	-	-	
	理学療法士	-	-	-	-	-	
	作業療法士	-	-	-	-	-	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	-	-	-	-	-	
看護師	-	-	-	-	-		
准看護師	-	-	-	-	-		
教育関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	2	60.0	643,063	9,566	633,497	
	高等学校教頭	4	57.8	547,967	7,792	540,175	
高等学校教諭	44	44.7	460,582	8,448	452,134		

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

学 歴 \ 項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	39.7	(22.7)	(74.8)	(2.5)	60.3
高 校 卒	18.5	(39.0)	(61.0)	(0.0)	81.5

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
	新卒事務員・技術者計	195,809	179,015
新卒事務員	193,695	176,598	163,571
新卒技術者	199,238	182,318	165,274

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒193,949円、短大卒170,156円、高校卒159,135円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	25.4	16.8	0.0	57.8
課長級	21.8	15.6	0.0	62.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係員	91.5	90.3	18.8	6.9	64.6	1.1	8.5
課長級	79.1	76.7	12.8	5.4	58.6	2.3	20.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 第15表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する		配偶者に 家族手当を 支給しない		家族手当 制度がない
	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない			
70.4	(81.1)	[78.2]	[21.8]	(18.9)	29.6

(注)1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,187
配偶者と子1人	15,594
配偶者と子2人	20,701

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額(令和3年度)は、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第16表 民間における在宅勤務手当の支給状況

### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
51.4	(31.2)	(68.8)	48.6

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

### その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
28.6	71.4

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	53.0	47.0
課長級	45.5	54.5
部長級(非役員)	45.3	54.7

第18表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	337,626円
	上半期(A2)	335,324円
特別給の支給額	下半期(B1)	753,799円
	上半期(B2)	693,430円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23月分
	上半期(B2/A2)	2.07月分
	年間	4.30月分

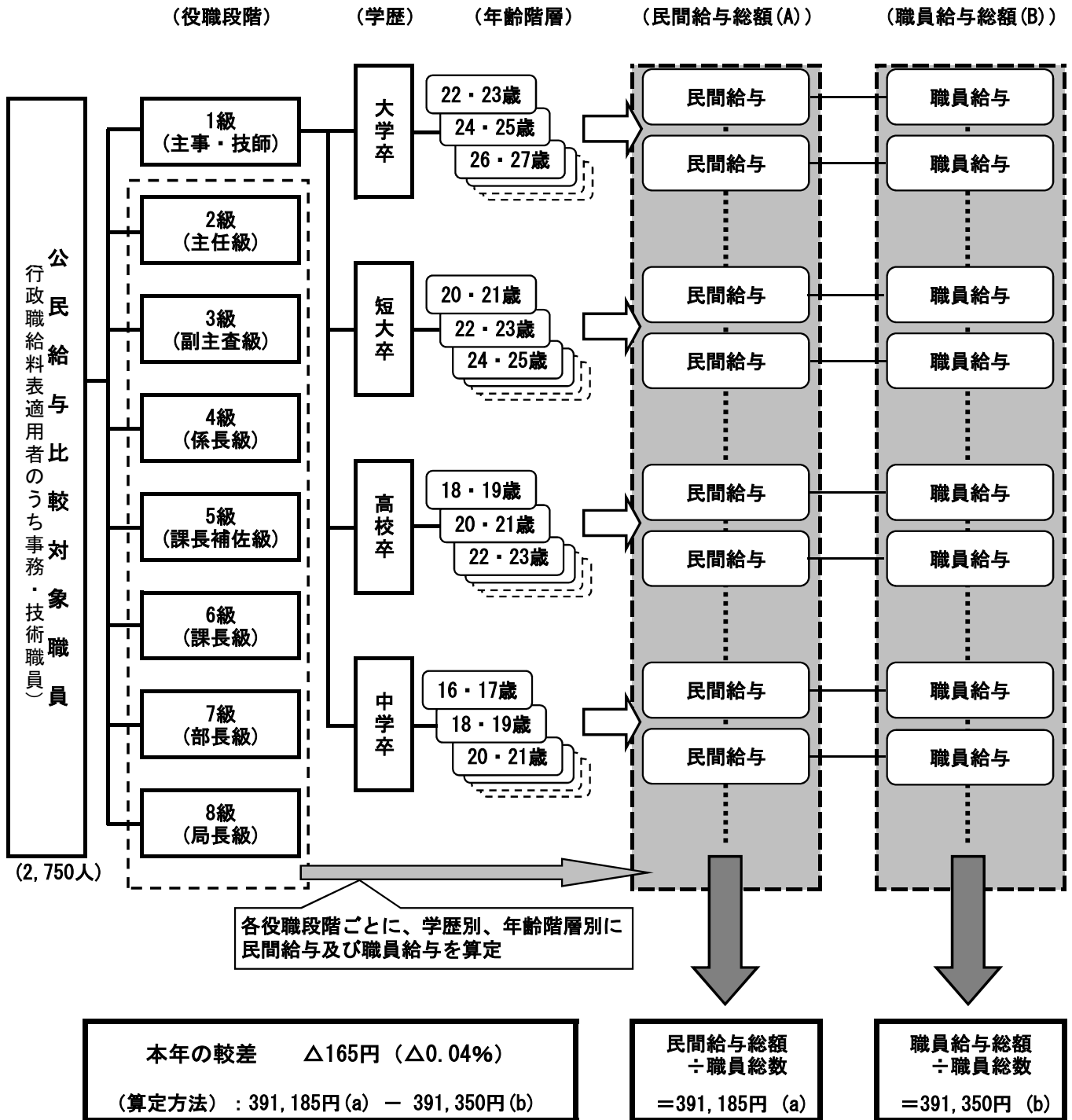
(注) 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。



### 第19表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第20表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長		
7級	部長級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師		係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

### 3 生計費關係

### 3 生計費関係

#### 令和3年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,100	43,440	50,740	58,030	65,330
住居関係費	41,650	50,710	43,660	36,620	29,580
被服・履物費	5,970	6,710	8,410	10,110	11,800
雑費Ⅰ	22,510	48,600	60,240	71,880	83,540
雑費Ⅱ	9,700	28,580	27,950	27,320	26,680
計	106,930	178,040	191,000	203,960	216,930

## 4 勞働經濟關係

## 4 労働経済関係

第22表 労働経済指標

年 月			令和2年						
			4月	5月	6月	7月	8月		
項 目									
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全 国	金 額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	
			前年同月比 (%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	
		岡 山 県	金 額 (円)	272,168	265,453	267,542	266,893	266,337	
			前年同月比 (%)	2.4	1.0	1.1	△ 0.2	0.5	
	うち 所定内給与	全 国	金 額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	
			前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	
	総実労働時間数 [調査産業計]	全 国	(時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	
			岡 山 県	(時間)	147.5	133.2	148.2	148.6	135.1
		うち所定外 労働時間	全 国	(時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9
				岡 山 県	(時間)	10.7	8.7	9.5	9.9
消費支出(総務省家計調査)	全世帯	全 国	金 額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	
			前年同月比 (%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	
		岡 山 市	金 額 (円)	245,328	243,780	256,209	256,238	251,378	
			前年同月比 (%)	△ 21.3	△ 27.4	△ 11.7	△ 3.5	△ 25.0	
	勤労者世帯	全 国	金 額 (円)	303,621	280,883	298,367	288,622	304,458	
			前年同月比 (%)	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	
		岡 山 市	金 額 (円)	270,817	261,126	278,915	286,388	285,800	
			前年同月比 (%)	△ 4.7	△ 27.1	△ 15.3	1.2	△ 27.2	
物 価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	
		岡 山 市	前年同月比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.6	0.1	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6		
雇 用・生 産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	△ 7.9			5.4		

- (注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。  
 2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成27年基準である。  
 3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。  
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

				令和3年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857
△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6
266,322	274,941	267,731	270,686	266,480	262,918	266,299	265,841	264,233
0.5	2.3	0.6	1.6	△ 1.8	△ 3.1	△ 2.1	△ 2.3	△ 0.4
271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097
0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4
248,375	255,835	248,460	250,002	246,304	242,820	245,637	244,587	244,065
140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0
143.8	150.3	144.5	144.8	137.3	138.6	148.3	151.2	137.6
10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1
10.6	11.3	11.1	11.5	11.0	11.2	11.7	12.1	11.0
269,863	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063
△ 10.2	1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5
277,948	256,284	252,392	286,476	296,849	294,149	302,542	304,307	262,786
△ 13.0	△ 6.1	△ 15.7	0.0	12.2	16.1	△ 0.7	24.0	7.8
304,161	312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638	317,681
△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1
310,990	285,822	282,670	314,083	315,333	344,083	341,622	324,242	267,343
5.2	16.1	△ 6.6	8.3	8.5	29.6	△ 4.6	19.7	2.4
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1
0.2	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.3
△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8	5.1
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0
	2.8			△ 1.1			0.5	